

秋労発基1213第2号
平成30年12月13日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部長 殿

秋田労働局長



転倒災害の防止に向けた取組について（協力要請）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、休業4日以上之死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、厚生労働省と労働災害防止団体の主唱により「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施しているところであります。

しかしながら、当局の平成30年11月末現在における転倒災害の件数は、前年同期比で44.1%の増加であり、ここ数年で見ても大きく増加しています。また、転倒災害は、休業4日以上之死傷災害の中で件数のみならず、その増加率も最も高い災害となっています。

このような状況を踏まえ、労働災害による休業4日以上之死傷者数を2017年比で5%以上減少させるという「第13次労働災害防止計画」の目標達成のためには、転倒災害の防止をより一層推進する必要があります。

つきましては、これから積雪や凍結による転倒災害が多く発生する冬期を迎えることから、秋田労働局におきましては、下記の取組を行うこととしておりますのでご了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して、冬季における転倒災害の防止について、別途、送付いたしました「冬季における転倒災害防止ポスター」（以下、「啓発ポスター」という。）等を活用した傘下の会員事業場に対する周知啓発、支援等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、「啓発ポスター」につきましては、秋田労働局のホームページに掲載していますので、ご活用願います。

記



1 事業場に対する周知啓発、指導について

(1) 準備期間の設定

1～2月(積雪や凍結による転倒災害が多い月)の重点取組期間に加え、地域における大雪や低温に関する気象情報、これまでの冬季における転倒災害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、冬季に向けた転倒災害防止対策のための準備期間を設けるよう指導すること。

(2) 事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において、特にイの対策に取り組むよう指導すること。

ア 一般的な転倒災害防止対策

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか

台車等の障害物の除去

(ウ) 明るさ(照度)の確保、手すりや滑り止めの設置

(エ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

(オ) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

(カ) 作業内容に適した耐滑靴やプロテクター等の着用の推進

(キ) 定期的な職場点検、職場巡視の実施

(ク) 転倒予防体操の励行

イ 冬季における転倒災害防止対策

(ア) 気象情報の活用によるリスク低減の実施

① 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

② 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、労働者への周知

③ 気象状況に応じた出張・作業計画等の見直し

(イ) 通路・作業床の凍結等による危険防止の徹底

① 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

② 事務所への入室時における靴裏の雪・水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

③ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、労働者への周知

④ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法・作業方法の見直し

⑤ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所(屋外通路や駐車場等)における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨